

## Q 30 継続車検を受ける車両を販売したときの処理は

### Answer Point

- ♣ 月割自動車税の納付はありません。
- ♣ 自賠責保険は新規に加入します。
- ♣ リサイクル預託金は別科目で処理します。



#### ♣ 継続車検を受ける車両を販売したときの注文書

図表 34 は、継続車検を受ける車両を販売したときの注文書の記載例です。

【図表 34 継続車検を受ける車両を販売したときの注文書】

注文日：平成27年9月15日

車名		車検	
〇〇〇〇 2.0G エディション		検 2 年付	

  

車両販売価格	内訳		金額
	内訳	金額	
	車両本体価格	500,000	
	車検整備・納車点検費用	54,000	
	付属品等	-	
	車両 計	554,000	
	諸費用 A：税金等	53,380	
	諸費用 B：販売諸費用	62,900	
	諸費用 C：その他	19,960	
	合計①	690,240	

  

税金等	内訳		金額
	内訳	金額	
	自動車税	ヶ月	
	自動車重量税	2 年分	24,600
	自賠責保険料	25 ヶ月	28,780
	自動車取得税		
	任意保険料		
	小計 A (非課税)		53,380

  

諸費用	内訳		金額
	内訳	金額	
	検査登録費用	21,600	
	車庫証明費用	10,800	
	下取関連費用		
	納車費用	10,800	
	自動車税 (未経過)	6 ヶ月	19,700
	自賠責 (未経過)	ヶ月	
	小計 B (課税)		62,900

  

お支払条件	内訳		金額
	内訳	金額	
	現金	690,240	
	(うち申込金)	(50,000)	
	下取り価格		
	下取車残債		
	合計②	690,240	
	割賦元金 (①-②)	-	

  

その他	内訳		金額
	内訳	金額	
	リサイクル預託金	13,960	
	検査・登録諸費用	3,400	
	車庫証明諸費用	2,600	
	小計 C (非課税)	19,960	

#### ♣ 継続車検を受ける車両を販売したときの仕訳

そして、継続車検を受ける車両を販売したときの具体的な仕訳例は、図表

35 のようになります。

【図表 35 継続車検を受ける車両を販売したときの仕訳例】

日付	借方		貸方		摘要
9/15	現金	50,000	車両売上高	500,000	車両本体
	売掛金	640,240	整備売上高	54,000	整備点検
			車両売上高	19,700	未経過自動車税相当額
			手数料売上高	43,200	検査登録・車庫証明・納車
			車販預り金_重量税	24,600	自動車重量税
			車販預り金_自賠責	28,780	自賠責保険料
			車販預り金_その他	6,000	検査登録・車庫証明
			R 預託金売上高	13,960	リサイクル預託金
	借方合計	690,240	貸方合計	690,240	

残高試算表 (貸借対照表)

勘定科目	前期繰越	期間借方	期間貸方	当期残高
現金	0	50,000		50,000
売掛金	0	640,240		640,240

車販預り金_重量税	0		24,600	24,600
車販預り金_自賠責	0		28,780	28,780
車販預り金_その他	0		6,000	6,000

残高試算表 (損益計算書)

勘定科目	前期繰越	期間借方	期間貸方	当期残高
車両売上高	0		519,700	519,700
整備売上高	0		54,000	54,000
手数料売上高	0		43,200	43,200
R 預託金売上高	0		13,960	13,960

#### ♣ 継続車検を受ける車両のポイント

継続車検を受ける車両を販売したときのポイントは、既にナンバープレートが付いているので、お客様名義への登録時に月割自動車税の納付が不要であること、そして車検は切れているので、自賠責保険には新規加入する必要があります。

これら2つのことを再確認した上で、改めて図表34の注文書記載例を見てみましょう。自動車税は、実際には納付する必要がありませんので、販売諸費用欄の「自動車税(未経過)」に月割で金額が記載されています。一方、自賠責保険は継続車検を受ける際に新たに加入することになりますので、税金等欄の「自賠責保険料」に金額が記載されています。

そして、Q29でご紹介したとおり、未経過分の相当額である自動車税(未経過)19,700は、車両代金の1部として「車両売上高」の科目で仕訳処理されていることを図表35の仕訳例で確認してください。

#### ◆注文書の内容を1枚の仕訳伝票に

中古車販売時の仕訳処理のポイントとしては、注文書の内容を図表35のように1枚の仕訳伝票に落とし込んでしまうということです。こうすることによって、販売時の仕訳処理をある程度パターン化することができ、業務の効率化が図れます。

なお、Q24の中で、売上の計上時期については登録日基準を推奨しましたが、契約日(注文書の日付)ベースで仕訳伝票を入力したほうが管理しやすいということであれば、日々の経理業務においては、契約日ベースで仕訳伝票を入力し、決算日直前の契約分についてのみ、決算時に登録日基準に修正を加える方法でも問題ありません。

#### ◆リサイクル預託金は金銭債権の譲渡

リサイクル預託金の処理については、仕入時に立替金で処理して、販売時に立替金を取り崩す処理を採用している販売店が散見されますが、中古車販売におけるリサイクル預託金は金銭債権の譲渡であると考えてください。

詳しくは、第4章のQ41と第5章のQ55でご紹介しますが、ここでは、通常の車両売上とは別の種類の売上として、勘定科目を分けて処理するということを押さえておいてください。

#### ◆契約後のお金の動きにかかる仕訳処理

中古車販売業においては、前述のとおり、注文書の内容を1枚の仕訳伝票

に落とし込んでしまうことがポイントとなりますので、仕訳処理の大半は、この1枚の仕訳伝票で済みます。

しかし、この段階では、契約時に受け取った申込金(いわゆる手付金)以外にはお金は動いていませんので、その後のお金の動きにかかる仕訳処理をここでご紹介します。

例えば、9/15に図表34の注文書により契約があった後、次のようなお金の動きをした場合の仕訳処理は、図表36のようになります。

- ・9/18 お客様から残金640,240が入金
- ・9/20 警察署にて車庫証明申請手数料2,600を支払
- ・9/25 車検登録に際し、重量税24,600、検査印紙代等3,400を支払

【図表36 契約後のお金の動きにかかる仕訳例】

日付	借方		貸方		摘要
9/18	現金	640,240	売掛金	640,240	残金入金
9/20	車販預り金_その他	2,600	現金	2,600	車庫証明申請手数料
9/25	車販預り金_重量税	24,600	現金	24,600	自動車重量税
	車販預り金_その他	3,400	現金	3,400	検査印紙代等

残高試算表(貸借対照表)

勘定科目	前期繰越	期間借方	期間貸方	当期残高
現金	50,000	640,240	30,600	659,640
売掛金	640,240		640,240	0

車販預り金_重量税	24,600	24,600		0
車販預り金_自賠責	28,780			28,780
車販預り金_その他	6,000	6,000		0

なお、仕訳処理後の残高試算表において「車販預り金\_自賠責」の残高が28,780残っていますが、これにかかる処理については、Q36で詳しくご説明します。